

### 第93回鳥栖市都市計画審議会会議録

- 1 開催年月日 令和2年2月13日(木)
- 2 開催時間 午前10時から午前10時47分まで
- 3 開催場所 鳥栖市役所 3階大会議室
- 4 出席委員 向 門 慶 人 委員 堤 泰 子 委員  
権 藤 結 城 委員 能 富 素 江 委員  
小 石 弘 和 委員 内 川 隆 則 委員  
成 富 牧 男 委員 藤 田 昌 隆 委員  
飛 松 妙 子 委員 小 串 俊 幸 委員 (※佐伯氏代理出席)  
杉 野 朗 委員 鈴木 登美子 委員
- 5 その他出席 鳥栖市 橋本市長  
事務局 鳥栖市建設部 松雪部長  
都市計画課 藤川課長 古澤係長 安永主査 井上主事
- 6 傍聴者 0人
- 7 審議会次第 (1) 委員の紹介  
(2) 市長挨拶  
(3) 会長挨拶  
(4) 議題の審議  
1 諮問案件の審議  
諮問第102号 鳥栖市都市計画マスタープランの策定について  
(継続審議)  
(5) 市長挨拶
- 8 審議の結果 ・諮問第102号について、諮問事項どおり議決した。
- 9 審議の概要 別紙のとおり

(別紙)

審議の概要

発言者	発言内容
開会【10:00】	
事務局	ご案内の時間になりましたので、ただ今より第93回鳥栖市都市計画審議会を開催いたします。 ○傍聴者の報告 ○都市計画審議会委員の紹介 鳥栖市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	○あいさつ
事務局	次に会長挨拶に移ります。向門会長、よろしくお願いいたします。
会長	○あいさつ
事務局	ありがとうございました。 次に議長の選出について、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により『会長が会議の議長となる』とされておりますので、向門会長に議長をお願いしたいと思います。向門会長、議長席へ移動をお願いいたします。
会長、議長席に移動	
事務局	それでは、議事に入ります前に、本日の全12名の委員にご出席をいただいておりますので、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。 これより先は議事進行を向門会長をお願いいたします。
議長	本日は大事な審議でございますので、委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。 始めに、鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定による会議録への署名人は、権藤委員と内川委員をお願いいたします。 次に、本日の審議会につきまして、鳥栖市都市計画マスタープランの策定について運営支援を行うパシフィックコンサルタント株式会社が同席いたしますので、予めご了承をお願いいたします。 それでは、諮問第102号、継続審議案件「鳥栖市都市計画マスタープランの策定」について事務局へ説明を求めます。
事務局	資料1「鳥栖市都市計画マスタープランの策定業務スケジュール」をご覧ください。こちらは過去3年間の取り組みを時系列にまとめたもので、今回は、資料1の下から2段目、「都市計画マスタープラン策定」ということで、先月にパブリック・コメントを経て、最終的な審議の場として本日都市計画審議会を開催いたしております。 続きまして資料2、「パブリック・コメントの実施について」でございます。 先程申し上げたとおり、パブリック・コメントを昨年12月3日から今年1月6日にかけて、パブリック・コメントの実施要綱等に沿い実施いたしました。周知につ

<p>事務局</p>	<p>いては、市報及び鳥栖市ホームページへ掲載するとともに、まちづくり推進センターや都市計画課の窓口等、市内の12カ所に計画案を配付いたしました。</p> <p>パブリック・コメントの結果、計画案に対する意見の提出はございませんでした。</p> <p>2点目の修正についてでございます。</p> <p>パブリック・コメントにおいてはご意見いただいておりますが、これまでの都市計画審議会での主なご意見を受けまして、今回一部修正したうえでお示しいたします。</p> <p>前回の都市計画審議会にて、農地の保全について、近年の豪雨災害に対し農地が持つ災害防止機能を再認識すべきとのご意見や、その上で地区計画による市街化調整区域の開発促進とのバランスをとるべきとのご意見をいただいております。</p> <p>これらのご意見を踏まえ、土地利用に関する方針及び都市づくりプログラムの2点について修正させていただきたく、資料裏面に具体的な修正の内容を記載しております。</p> <p>まず、第2章の全体構想、土地利用に関する方針として、37ページに記載しておりますとおり、将来都市構造図におけるゾーンの設定を行っております。その中で、前回いただいたご意見をもとに、田園ゾーンについて、「農地の持つ多様な公益的機能と、環境空間としての観点から保全に努めます」という、災害防止機能等も含めた文言を追加しております。また、第4章の都市づくりの推進、都市づくりプログラム、本編の121ページでございます。こちらには、都市づくりを進めるための具体的な方策をプログラムという形で記載しておりますが、自然環境の分野において、「山林・田園環境の保全」という柱を一つ追加しております。以上が修正点でございます。</p> <p>続きまして、冊子として配布しております計画案全編をご覧ください。</p> <p>こちらは前回の都市計画審議会にて提示したものに、先程の修正と今回新たに参考資料を加えたものでございます。</p> <p>まず、冒頭の目次をご覧ください。序章では都市計画マスタープランの概要、第1章に鳥栖市の特性と現在の問題点と課題、第2章がそれを踏まえた全体構想、将来都市構造を定めたものを述べたところでございます。第3章が地区別構想として全体構想を地区別レベルに落としたもの、第4章が都市づくりの推進と都市づくりのプログラムを記載したところでございます。</p> <p>この第1章から第4章につきましては前回ご審議をいただいておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>それでは、新たに提示いたします参考資料、126ページをご覧ください。</p> <p>126ページに策定体制として、本計画を策定するに当たって開催した審議の経過、市民参加として市民アンケートや地区別座談会、先日のパブリック・コメントを経て、マスタープランの決定という流れを図示したものでございます。</p> <p>続きまして、127ページが策定経過としてこれまでの会議や議論の場等の経過を記載しております。</p>
------------	---

事務局	<p>続きまして、128ページにつきましては諮問書を付けさせていただいており、129ページには答申書を付けさせていただきます。</p> <p>130ページ以降、こちらはまちづくり座談会ということで、一昨年(2019年)の10月から12月にかけて行いました各地区の座談会について、各地区のご意見を全て記載するとともに、地図に表しております。各地区に同じ地図が二つ掲載されておりますが、これはご意見を賜る際、参加者を2班に分けたためでございます。</p> <p>次に、139ページが2回目のまちづくり座談会ということで、一昨年(2019年)の12月に鳥栖市全体の地区の皆様にご集まりいただき座談会を開催したもので、各地区の将来の方向性を議論いただき図に表しております。</p> <p>148ページは、高校生からの提言書でございます。こちらは、鳥栖地区建築士会様の主催により、鳥栖市内の高校生によるまちづくりの提言をつくることに取り組んでいただき、平成31年(2019年)の4月3日に本市に提言をいただいた提言書を掲載しております。</p> <p>続きまして、152ページは、平成29年度にこのマスタープラン策定の手始めとして実施しました市民アンケートの調査結果でございます。こちらを各問に対する回答結果を図表等も入れながら示しております。</p> <p>最後に160ページでございます。こちらは用語集として、マスタープラン全般にわたり、専門的な用語を解説するページとして掲載をしております。</p> <p>以上がマスタープラン全体のご提示でございます。</p> <p>なお、写真等は掲載案として示しておりますので、適宜差替えなどを行い、表紙を付けたうえで、成果品とする予定でございます。</p> <p>以上、事務局からの説明とし、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま諮問第102号について説明を受けました。</p> <p>この諮問第102号「鳥栖市都市計画マスタープランの策定について」、質疑、ご意見等ございます委員におかれましては、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>近年の災害に対し、農地が持つ災害防止機能を再認識すべきということで、変更後の記載を資料2の裏ページ、本編の37ページに記載されておりますが、折角、森林ゾーンでは「景観、災害防止、水源涵養など山林が持つ多様な公益的機能を～」と修正されてありますから、同じように、田園ゾーンについても、「農地が持つ多様な公益的機能」という記載だけでははっきりわかりませんので、「景観、あるいは災害防止等の農地が持つ～」というような表現を付け加えていただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本修正箇所については、前回の都市計画審議会での指摘を踏まえ、修正案ということでご提示をさせていただきました。</p> <p>先程ご指摘をいただきましたとおり、田園ゾーンについても昨今の大雨被害を受け、農地が持つ貯水機能等、災害的な観点から森林ゾーンと同じような記載をすべきということでございましたので田園ゾーンにも「景観、災害防止～」の文言を頭に記載し、修正をかけさせていただきたいと思っております。</p>

事務局	ご指摘ありがとうございます。
議長	<p>他に意見、質疑等ないようですので、ここで諮問第102号の審議を終わり、お諮りしたいと思います。</p> <p>この都市計画マスタープランの策定につきましては、平成29年度の第86回都市計画審議会から3ヵ年、計8回に渡って継続審議案件として慎重に審議してまいりました。先程、事務局からの訂正がありました修正案も含めて採決に入りたいと思います。</p> <p>諮問第102号「鳥栖市都市計画マスタープランの策定について」は修正を含めて原案どおり可決することとし、市長あて答申することでご異議ございませんか。</p>
委員より「異議なし」の声	
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって諮問第102号「鳥栖市都市計画マスタープランの策定について」は諮問事項どおり議決し、市長あて答申することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。慎重なご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。</p> <p>続いて「次第5. その他」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明をさせていただきます。</p> <p>内容につきましては、資料「次期ごみ処理施設整備に関する都市計画決定について」をご覧ください。</p> <p>こちらは前回の都市計画審議会でもご報告をさせていただいたところでございますが、再度のご説明をさせていただくとともに、その後の都市計画手続の進捗についてもご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、冒頭の概要についてでございます。</p> <p>現在、本市のごみ処理に関しましては、みやき町にございますごみ処理施設「溶融資源化センター」において、鳥栖市、上峰町、みやき町の1市2町において行っている状況でございます。</p> <p>また、現施設の設置期限が、みやき町の地元との協定、また、施設の耐用年数から令和5年度までとなっております。そのため、1市2町に加え、神崎市、吉野ヶ里町を合わせた2市3町で組織をされた佐賀県東部環境施設組合において、現在、本市真木町への施設整備に向けた取り組みが進められているところでございます。</p> <p>次に、都市計画の変更・決定についてでございます。</p> <p>ごみ処理場の設置手続きがどのように都市計画に関連するかを記載させていただいております。</p> <p>一つ目として、建築基準法の規定により、都市計画区域内においては、本市は全域が都市計画区域でございますが、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、また、今回のごみ焼却場、その他政令で定める施設の用途に供する建築物につきましては、都市計画において位置が決定しているものでなければ新築または増築してはならないと規定されております。このことから、当該地にごみ処理施設を建設</p>

<p>事務局</p>	<p>するに当たっては都市計画の決定が必要という法体系になっております。</p> <p>次に、2点目でございます。</p> <p>建設予定地につきましては、都市計画下水道、浄化センター用地となることから、現在、「下水道の変更」と「ごみ焼却場の決定」の都市計画手続を併せて実施しているところでございます。また、ごみ焼却場の都市計画決定に当たっては、県の環境影響評価条例という条例がございまして、その規定に基づき、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの手続と併せて行う必要があると条例に定めがございまして、今回、環境影響評価の進捗に合わせて都市計画決定手続を実施しているところでございます。</p> <p>これを受けまして、1番下のスケジュール（予定）上段に都市計画の決定手続、下段に環境影響評価手続を記載しております。</p> <p>まず、上段の都市計画決定の手続でございますが、昨年の9月2日に都市計画原案の説明会を実施し、15名の方が参加しております。これを受けまして、翌日9月3日から17日にかけて都市計画原案の縦覧を実施し、この期間に公聴会で意見を述べられる方は公述申し出ができるようになっております。この期間中に7名の方が申し出をされまして、9月24日の都市計画公聴会において公述をされております。</p> <p>その後、昨年の11月5日から19日の2週間で、法定の都市計画案の縦覧を実施しております。これにつきましては、備考欄の米印で書いておりますとおり、県の環境影響評価条例の規定に従い、環境影響評価準備書と同時に縦覧をするようになっておりましたので、同時に縦覧を実施いたしましたが、都市計画案についての意見の提出はございませんでした。</p> <p>ここまでの網掛けで色を塗っております部分が、現時点で都市計画手続が終了している分でございます。</p> <p>次に、下段の環境影響評価手続について、平成28年度から来年度にかけてのスケジュールを記載しております。</p> <p>まず、平成28年度に、計画段階環境配慮書ということで、環境影響評価環境アセスメントを行うにあたりどういった項目に配慮していくかというものが作成されております。平成29年度には、その配慮書に基づき、どういう方法で環境影響評価を行うかという環境影響評価方法書が作成をされております。平成30年度には方法書を踏まえた現地調査が1年かけて実施されており、その現地調査を踏まえ、今年度に環境影響評価準備書が作成されております。この準備書には、現地調査を踏まえて様々な項目についての予測評価がされており、今年の11月5日から12月5日にかけて、都市計画案の縦覧と共に環境影響評価準備書の縦覧を行ったところ、7名の方から意見提出がっております。これを受け、来年度にかけて、今回の施設が周辺にどう影響を与えるかということが、環境影響評価書として最終的にでき上がって参ります。</p> <p>このような流れで、環境影響評価につきましては5年をかけ実施しているところでございまして、都市計画の手続上、今年の7月中旬を目途に都市計画審議会で</p>
------------	--

事務局	<p>当議案についてご審議を賜りたいと考えております。また、備考欄に書いておりますが、この都市計画審議会時には環境影響評価書を付議しなければならないと県の条例で定められておりますので、環境影響評価書が作成され、その成果をこちらの都計審に付議してご審議をいただくこととなります。</p> <p>最終的に、この審議を経まして、今年の8月中頃を目途に都市計画決定告示としたいと考えております。決定告示については環境影響評価書の縦覧と同時に実施すると条例上なっております。</p> <p>以上、次期ごみ処理施設整備に関する都市計画決定の概要、また、スケジュール等についてのご報告とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして、質疑、ご意見等ございます委員におかれましては、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>令和元年9月24日の都市計画公聴会での公述人7名と、令和元年度準備書の縦覧において意見書を提出した7名というのは、偶然の7人なのか、同じ方なのかお尋ねします。</p> <p>併せて、意見書ではどういう意見だったのか。上の部分については、前回、報告がっておりますが、あえて確認の意味でお尋ねをします。</p>
事務局	<p>まず、公聴会での7名と、準備書の縦覧での意見提出者7名が同じ方かというご質問でございます。</p> <p>公聴会の7名につきましては市内の方4名及び市外の方3名から公述をいただいております。このうちの4名の方は準備書に対しての意見書も提出されており、他の3名の方は公聴会の方とは異なり、準備書の段階で新たに意見を提出されております。</p> <p>もう1点、どういった意見があったかということでございますが、基本的に公聴会の意見も、準備書の意見も同じような内容でございます。場所の選定方法や施設の安全性、洪水の対策等についてでございます。一方、準備書につきましては、当然、環境影響評価のご意見でございますので、環境影響評価の手續、例えば大気質であったり、悪臭であったり、水質であったり、そういったものの意見を含めて7名の方から延べ27件提出されているということで担当課から報告を受けております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>「こうした項目についての質問・意見がありました」というのをお答えいただきましたが、立場です。</p> <p>どういう立場で意見をなされたのか。そこをお願いします。</p>
事務局	<p>立場ということで、施設の整備に関し賛成か反対かで申しますと、反対という立場で全員が意見をされている状況でございます。</p>
議長	<p>他に質疑がないようですので、「次第5. その他」については終わらせていただきます。</p> <p>以上をもちまして本日の議事を終了いたします。円滑なご審議をありがとうございます。</p>

議長	<p>ございました。</p> <p>これにて議長を降壇させていただきます。</p>
事務局	<p>向門会長、ありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、最後に鳥栖市長がお礼のごあいさつを申し上げます。</p>
市長	○あいさつ
事務局	<p>これをもちまして、第93回鳥栖市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>終了【10：47】</p>	